

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：人事院 _____

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	62.6%
全職員	71.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	128.3%
本省課室長相当職	96.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.4%
係長相当職	93.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.2%
31～35年	73.8%
26～30年	89.8%
21～25年	89.4%
16～20年	88.0%
11～15年	91.4%
6～10年	91.8%
1～5年	103.9%

【説明欄】

・再任用短時間勤務職員及びパートタイムの非常勤職員等については、その者の勤務時間に応じて職員数を換算した。また、1か月のうち勤務日が1、2日など、当月のごく一部のみ勤務する職員については、算定の対象に含めていない。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。